

加西市の実質化された人・農地プラン詳細

1 協議の場を設けた区域の範囲	2 協議の結果を取りまとめた年月日	3 直近の更新年月	4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体の状況			5 4から見た当該区域の中心経営体の確保状況	6 中心経営体への農地の集約化に関する方針
			個人	法人	集落営農		
大村町	令和2年6月19日	—			1	中心経営体は十分確保されている	中心となる経営体に位置付けた営農組合は、水稻を中心に作付け面積の拡大をするとともに、小麦、小豆についても引き続き栽培に取り組み経営の安定化を図る。
馬渡谷町	令和2年8月25日	—	3	1		中心経営体はいるが十分ではない	高齢化等により農業の継続が困難となる農業者の農地にあっては、中心経営体(担い手)へ集約・集積を図る。耕作放棄地の発生防止に向け、地域内で対策を話し合う。
青野町	令和2年8月25日	—	5			中心経営体は十分確保されている	集落内中心となる経営体に位置付けた担い手は、地域の離農田の集積を図り主食用米、酒米のほか、WCS(稲発酵粗飼料用稲)等を中心に作付け面積を拡大させることにより、経営の安定化を図るとともに農地の荒廃を未然に防止する。
大内町	令和2年8月25日	—			1	中心経営体はいるが十分ではない	集落内中心となる経営体に位置付けた営農組合は、地域内の農地の荒廃を防ぐため、離農田の集積を図る。
牛居町	令和2年8月25日	—			1	中心経営体はいるが十分ではない	集落内中心となる経営体に位置付けた営農組合は、地域内の農地の荒廃を防ぐため、離農田の集積、集約化を図る。
福居町 東	令和2年9月28日	—			2	中心経営体は十分確保されている	集落内の離農田については、中心経営体である2つの営農組合が集積を行う。
西剣坂町	令和2年9月28日	—	2		1	中心経営体は十分確保されている	集落内の離農田については、中心経営体である集落営農組合を中心に大規模農家(2軒)が集積を行う。また、集積に際しては、中間管理事業を活用する。

1 協議の場を設けた区域の範囲	2 協議の結果を取りまとめた年月日	3 直近の更新年月	4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体の状況			5 4から見た当該区域の中心経営体の確保状況	6 中心経営体への農地の集約化に関する方針
			個人	法人	集落営農		
佐谷町	令和2年10月23日	平成28年1月			1	中心経営体は十分確保されている	集落内の離農田については、中心経営体である集落営農組合に集積を行う。また、担い手が農地中間管理機構から賃借できる環境が整えば事業の利用を行う。
西長町	令和2年10月23日	—	3		1	中心経営体はいるが十分ではない	集落内の離農田については、中心経営体である集落営農組合および大規模農家(3軒)が集積を行う。
下宮木村町	令和2年10月23日	令和元年6月	1		1	中心経営体はいるが十分ではない	集落内の離農田については、中心経営体である集落営農組合が集積を行う。
山田町	令和2年10月23日	平成28年8月		1		中心経営体はいるが十分ではない	集積に際しては、原則、中間管理事業を活用する。
上宮木町	令和2年12月21日	平成28年1月			1	中心経営体はいるが十分ではない	集落内の離農田については、中心経営体である集落営農組合が集積を行う。集落営農組織が法人化された場合は、中間管理事業を活用する。
千ノ沢町	令和2年12月21日	—	1			中心経営体は十分確保されている	同地区においては、担い手への集積が進んでいることから、今後、5年から10年は現状の耕作者が耕作を維持できる見込みである。 また、中心となる経営体に位置付けた認定農業者は、水稻を中心に作付けを行い現状の経営規模を維持する意向である。ただし、偶発的に離農田が発生した場合は、認定農業者に集積を図る。
国正町	令和2年12月21日	—	4			中心経営体はいるが十分ではない	集落内の離農田については、中心経営体である認定農業者及び大規模農家が集積を行う。

1 協議の場を設けた区域の範囲	2 協議の結果を取りまとめた年月日	3 直近の更新年月	4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体の状況			5 4 から見た当該区域の中心経営体の確保状況	6 中心経営体への農地の集約化に関する方針
			個人	法人	集落営農		
琵琶甲町	令和2年12月21日	—			1	中心経営体はあるが十分ではない	集落内の離農田については、集落内で唯一である中心経営体の営農組合に集積させる。
鍛冶屋町	令和3年1月25日	—	1		1	中心経営体はあるが十分ではない	域内で発生した離農田については、中心経営体である認定農業者及び集落営農組合に集積を図る。
中野町	令和3年1月25日	平成28年1月	1	1		中心経営体は十分確保されている	集落内の離農田については、中心経営体である集落営農組合が集積を行う。 また、集積に際しては、中間管理事業を活用する。
下芥田町	令和3年2月24日	—	1	1		中心経営体はあるが十分ではない	集落内の離農田については、中心経営体である認定農業者及び「下芥田魅力創造プロジェクト」に集積させる。 また、集積にあたっては、中間管理事業を活用する。
満久町	令和3年2月24日	—	2			中心経営体はあるが十分ではない	現状では集約化に関する方針は打ち出せないが、今後も集落内で引き続き話し合いを行う。
坂本町	令和3年2月24日	—	1	1		中心経営体は十分確保されている	集落内の離農田については、中心経営体が集積を行う。
王子町	令和3年2月24日	—	1		1	中心経営体はあるが十分ではない	集落内の離農田については、中心経営体である営農組合及び認定農業者に集積させる。

1 協議の場を設けた区域の範囲	2 協議の結果を取りまとめた年月日	3 直近の更新年月	4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体の状況			5 4 から見た当該区域の中心経営体の確保状況	6 中心経営体への農地の集約化に関する方針
			個人	法人	集落営農		
田谷果樹団地	令和3年3月22日	—	3	1		中心経営体はいるが十分ではない	離農田が発生した場合は、中心経営体のいずれかが集積し、農地の維持管理を行う。
岸呂果樹団地	令和3年3月22日	—	4			中心経営体はいるが十分ではない	離農田が発生した場合は、中心経営体のいずれかが集積し、農地の維持管理を行う。
鴨谷町	令和3年3月22日	平成30年5月	2			中心経営体はいるが十分ではない	集落内で発生する離農田については、中心経営体に位置付けた担い手に集積を行う。 また、中間管理事業の活用について検討を行い、担い手が農地中間管理機構から賃借できる環境を整えば事業の利用を行う。
北条町東高室	令和3年3月22日	—		1	1	中心経営体は十分確保されている	高齢化等により農業が継続できなくなる農業者ために集落営農組織を担い手と位置付け、集積を図る。 また高収益作物の栽培を行い安定した経営を目指す。
桑原田町	令和3年3月22日	—	6	1		中心経営体はいるが十分ではない	地区の水田利用は、当面現状規模を維持したい農家、並びに、認定農業者及び地域の若手農業者を中心とする経営体が、70才以上の農業者で後継者を確保していないや不明の農業者の対象農地や近い将来に地域の担い手農家に貸出しを希望する農業者の対象農地の集約化を図っていく。（「農地中間管理機構」を使った集積拡大を図る）
段下町	令和3年5月31日	令和3年2月		1		中心経営体はいるが十分ではない	集落内の離農田については、集落内で唯一である中心経営体の認定農業者に集積させる。 また、集積にあたっては中間管理事業を活用する。
中西北町	令和3年5月31日	—			1	中心経営体はいるが十分ではない	集落内の離農田については、集落内で唯一である中心経営体の営農組合に集積させる。 また、集積にあたっては条件が整い次第中間管理事業を活用する。

1 協議の場を設けた区域の範囲	2 協議の結果を取りまとめた年月日	3 直近の更新年月	4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体の状況			5 4 から見た当該区域の中心経営体の確保状況	6 中心経営体への農地の集約化に関する方針
			個人	法人	集落営農		
岸呂町	令和3年5月31日	令和2年10月	1	1		中心経営体は十分確保されている	これまで集落内の離農田については、中心経営体である認定農業者に集積を行ってきた。地域内で組織されている「農活クラブ」に新たに農家が参加し、組織力の強化を図ることから中心経営体に位置付けを行う。 今後は、2つの中心経営体に集積を図るとともに、集積を加速化させるため中間管理事業の活用を検討を行う。
笹倉町	令和3年5月31日	—			1	中心経営体は十分確保されている	今後、圃場整備の推進を図る。整備後の農地利用は中心経営体である集落営農組合に集積、集約を行い、水稻のほか枝豆や、馬鈴薯、キャベツ、ブロッコリーなどの高収益作物の栽培に取り組む。 また、集落営農組合については、集積が進み次第、法人化を行う。
上万願寺町	令和3年8月23日	令和2年10月	2	1		中心経営体はいるが十分ではない	地域内で就農した専業農家が、今年度より酒米の栽培に取り組み農地の集積を図ることから、中心経営体に位置付ける。 今後、高齢化により発生する離農田については、中心経営体に集積を図るとともに、集積を加速化させるため中間管理事業の活用を検討を行う。
中富町	令和3年9月28日	—			1	中心経営体はいるが十分ではない	今後、圃場整備の推進を図る。整備後の農地利用は中心経営体である集落営農組合に集積、集約を行い、水稻のほか枝豆や大豆、小豆などの高収益作物の栽培に取り組む。 また、集落営農組合については、集積が進み次第、法人化を行う。
中西南町	令和3年9月28日	—	3	1		中心経営体はいるが十分ではない	現状では、集約化に関する方針は打ち出せないが、今後も集落内で引き続き話し合いを継続する。
繁陽町	令和3年9月28日	—	2	2	1	中心経営体はいるが十分ではない	集落内の離農田については、中心経営体に集積を行う。
東野田町・上野田町	令和3年10月27日	—	2	1	1	中心経営体はいるが十分ではない	集落内の離農田については、担い手である集落営農組合が集積を行う。

1 協議の場を設けた区域の範囲	2 協議の結果を取りまとめた年月日	3 直近の更新年月	4 当該区域における今後の地域の中心となる経営体の状況			5 4 から見た当該区域の中心経営体の確保状況	6 中心経営体への農地の集約化に関する方針
			個人	法人	集落営農		
桑原田果樹団地	令和4年1月25日	令和3年3月22日	5	1		中心経営体はいるが十分ではない	今後も従来からの栽培農家や認定農業者を中心とする若手農業者に加え、新規の就農者など受け手の確保に向けた積極的な取組が必要となってくる。
殿原町	令和4年1月25日	—			1	中心経営体はいるが十分ではない	今後、圃場整備の推進を図る。整備後の農地利用は中心経営体である集落営農組合に集積、集約を行い、水稻のほか小麦、小豆、デュラム小麦などの高収益作物の栽培に取り組む。また、集落営農組合については、法人化を行い農地中間管理事業を活用する。